

群馬大学国際交流会館細則

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 23.10. 1 令和 5. 1. 1

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、群馬大学国際交流会館規程（以下「規程」という。）第 19 条の規定に基づき、群馬大学国際交流会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(入居の申請)

第 2 条 会館の空室が見込まれる場合は、公募等により入居者を募集するものとし、規程第 7 条第 1 項の規定により入居を申請するときは、原則として入居を希望する日の 2 月前までに入居許可申請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

(入居許可及び通知書の交付)

第 3 条 入居の許可は原則、入居日の 1 か月前までに行うものとし、入居を許可したときは、入居許可通知書（様式第 2 号）を交付する。

(入居者の選考)

第 3 条の 2 館長は、入居申請書等により、別表の順位により選考を行い、入居を許可するものとする。なお、同順位で入居定員を超えるときは、抽選により順位を付するものとする。ただし、抽選にあたり合理的な理由がある場合はその理由を考慮することができる。

(入居の手続)

第 4 条 入居の許可を受けた者は、誓約書（様式第 3 号）を入居する日の前日までに提出するものとする。

2 入居したときは、住所変更が完了したことがわかるものを職員に提出しなければならない。

(入居期間の延長)

第 5 条 規程第 10 条第 2 項の規定により入居期間の延長を申請するときは、原則として入居期間満了の日の 2 月前までに入居期間延長許可申請書（様式第 4 号）を所属部局の長を経て、館長に提出するものとする。ただし、延長期間は、1 年を限度とする。

(入居期間延長の許可)

第 6 条 館長は、入居期間の延長を許可したときは、第 3 条の入居許可通知書を交付する。

(寄 宿 料)

第 7 条 規程第 11 条第 1 項の寄宿料の額は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定めるところによる。

2 寄宿料は、入居又は退去の日が月の途中である場合であっても 1 月分を納付しなければならない。

3 寄宿料は、毎月所定の日（月の途中で入居又は退去する場合は、別に指定する日）までにその月の分を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間

前に納付するものとする。

(使用料)

第8条 規程第11条第1項の使用料の額は、別に定めるところによる。ただし、月の途中において入居又は退去する場合、その月の使用料は、使用料の日額にその入居日数(入居日、退去日を含む。)を乗じて得た額とする。

2 使用料は、毎月所定の日までにその月の分を納付しなければならない。ただし、月の途中で入居又は退去する場合は、別に指定する日までに納付するものとする。

3 指定の期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の使用料に対し国立大学法人群馬大学会計事務規程で規定する割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(光熱水料等)

第9条 規程第12条の光熱水料等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 居室の専用メーターによるその使用量に応じた経費(専用メーターによれない場合は、均等負担とする。)

(2) 共用施設に関し、均等負担とする経費

(3) その他館長が必要と認める経費

2 月の途中で入居又は退去するときの前項第2号の経費は、日割額にその入居日数を乗じて得た額とする。

3 第1項に定める光熱水料等は、寄宿料又は使用料と同時に納付するものとする。

(告知)

第10条 入居者に対する寄宿料及び使用料の改定その他必要な告知は、会館内の掲示板に掲示して行う。告知は、7日を経過した日をもって周知したものとみなす。

(退去手続)

第11条 規程第15条第1項第1号により退去しようとするときは、原則としてその2月前までに退去届(様式第5号)を所属部局の長を経て、館長に提出しなければならない。

(退去の猶予)

第12条 規程第15条第2項の規定により退去の猶予を希望する者は、退去猶予許可申請書(様式第6号)を、原則として入居許可期間の満了の日の2月前までに所属部局の長を経て、館長に提出し、その許可を得なければならない。

2 館長は、退去の猶予を許可したときは、退去猶予許可通知書(様式第7号)を交付する。

(退去時の点検)

第13条 入居者は、退去に当たり、居室その他居室に付属する設備及び備品等について館長が指定する者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(共用施設の使用)

第14条 共用施設の使用を希望する入居者は、事前に国際交流会館共用施設使用届(様式第8号)を、館長に提出しなければならない。

(入居者以外の宿泊)

第15条 会館には、入居者以外の者の宿泊を禁止する。ただし、館長が特に必要と認め

るときは、この限りでない。

(遵守事項等)

第 16 条 入居者は、規程、本細則及び入居者心得に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室の全部又は一部を他人に貸与しないこと。
- (2) 居室を居住の用以外の目的に使用しないこと。
- (3) 居室の施設・設備に工作等を行わないこと。
- (4) 居室の設備を移動したり、備品等を居室外に持ち出さないこと。

2 入居者は、会館の管理運営に係る館長の指示に従わなければならない。

附 則

この細則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。